

別表11 特定工場等の届出義務（法）

届出の種類	届出時期	届出を怠った場合の罰則
<p>特定施設の設置の届出 (法第6条)</p> <p>指定地域内の工場、事業場が特定施設を設置しようとするときの届出</p>	<p>特定施設の設置の工事の開始の日の30日前まで</p>	<p>届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 <u>5万円以下の罰金</u></p> <p>(法第30条)</p>
<p>特定施設の使用の届出 (法第7条)</p> <p>1 現に特定施設を設置している工場、事業場が指定地域となったときの届出</p> <p>2 工場、事業場に設置してある施設が、新たに特定施設として追加されたときの届出</p>	<p>指定地域又は特定施設となった日から30日以内</p>	<p>届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 <u>3万円以下の罰金</u></p> <p>(法第31条)</p>
<p>特定施設の変更の届出 (法第8条)</p> <p>1 以前に届出た特定施設の数、又は種類を変更しようとするときの届出 (ただし、<u>特定施設の種類ごとの数を減少する場合及び同一種類に関する直近の届出数の2倍以内の増加の場合は、届出を必要としません。</u>)</p> <p>2 以前に届出た騒音防止の方法を変更しようとするときの届出 (ただし、<u>この変更によって騒音の大きさが増加しないと客観的に判断される場合は、届出を必要としません。</u>)</p>	<p>変更の工事の開始の日の30日前まで</p>	<p>変更の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 <u>3万円以下の罰金</u></p> <p>(法第31条)</p>
<p>氏名等の変更の届出 (法第10条)</p> <p>氏名、名称、住所、所在地、代表者の変更があったときの届出</p>	<p>変更があった日から30日以内</p>	<p>氏名等の変更届、承継届、廃止届をしなかったり、虚偽の届出をした場合 <u>1万円以下の過料</u></p> <p>(法第33条)</p>
<p>使用廃止の届出 (法第10条)</p> <p>特定施設のすべての使用を廃止したときの届出</p>	<p>廃止した日から30日以内</p>	
<p>承継の届出 (法第11条)</p> <p>1 特定工場等に設置されたすべての特定施設を譲り受け、借り受けによって承継したときの届出</p> <p>2 特定工場等に設置されたすべての特定施設を相続、合併又は分割（その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。）によって承継したときの届出</p>	<p>承継があった日から30日以内</p>	

注1) 上記の届出を、市町長宛てに2部（正本1部、写し1部）届け出なければならない。

注2) 既に騒音に係る特定施設を設置している工場等が、新たに特定施設を設置する場合は、設置の届出ではなく変更の届出となる。（騒音・振動の場合、施設単位でなく工場等単位で把握する。）

注3) 罰則等の規定は次のとおりである。

計画変更勧告 (法第9条)

市町村長は、届出の内容審査の結果、規制基準に適合しないことによりその周辺の生活環境がそこなわれると認められたときは、その届出を受理した日から30日以内に騒音の防止の方法、又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更を勧告することができる。

改善勧告 (法第12条第1項)

市町村長は、特定工場等からの騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境がそこなわれると認められたときは、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法や配置を変更するよう勧告することができる。

改善命令 (法第12条第2項)

市町村長は、計画変更勧告又は改善勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、騒音防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法や配置の変更を命ずることができる。

罰 則 (法第29条)

改善命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

別表12 特定工場等の届出義務（条例）

届出の種類	届出時期	届出を怠った場合の罰則
<p>特定施設の設置の届出 (条例第25条) 指定地域内の工場、事業場が特定施設を設置しようとするときの届出</p>	特定施設の設置の工 事の開始の日の30日 前まで	届出をしなかったり、虚 偽の届出をした場合 <u>30万 円以下の罰金</u> (条例第70条)
<p>特定施設の使用の届出 (条例第26条) 工場、事業場に設置してある施設が、新たに特 定施設として追加されたときの届出</p>	特定施設となった日 から30日以内	届出をしなかったり、虚 偽の届出をした場合 <u>20万 円以下の罰金</u> (条例第71条)
<p>特定施設の変更の届出 (条例第27条) 1 以前に届出た特定施設の数、又は種類を変 更しようとするときの届出 (<u>ただし、特定施 設の種類ごとの数を減少する場合又は同一種 類に関する直近の届出数の2倍以内の増加の 場合は、届出を必要としません。</u>) 2 以前に届出た騒音防止の方法を変更しよう とするときの届出</p>	変更の工事の開始の 日の30日前まで	変更の届出をしなかった り、虚偽の届出をした場 合 <u>30万円以下の罰金</u> (条例第70条)
<p>氏名等の変更の届出 (条例第28条で準用する第10条) 氏名、名称、住所、所在地、代表者の変更があ ったときの届出</p>	変更があった日から 30日以内	
<p>使用廃止の届出 (条例第28条で準用する第10条) 特定施設のすべての使用を廃止したときの届出</p>	廃止した日から30日 以内	
<p>承継の届出 (条例第28条で準用する第11条) 1 特定工場等に設置された特定施設を譲り受 け、借り受けによって承継したときの届出 2 特定工場等に設置された特定施設を相続、 合併又は分割 (その届出に係る特定工場等に 設置する特定施設のすべてを承継させるもの に限る。) によって承継したときの届出</p>	承継があった日から 30日以内	

注1) 上記の届出を、市町長宛てに2部（正本1部、写し1部）届け出なければならない。

注2) 既に騒音に係る特定施設を設置している工場等が、新たに特定施設を設置する場合は、設
 置の届出ではなく変更の届出となる。（騒音・振動の場合、施設単位でなく工場等单位で把
 握する。）

注3) 罰則等の規定は次のとおりである。

計画変更勧告 (条例第29条)

市町村長は、届出の内容審査の結果、規制基準に適合しないことによりその周辺の生活環境がそこなわれると認められたときは、その届出を受理した日から30日以内に騒音の防止の方法、又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更を勧告することができる。

改善勧告 (条例第34条第1項)

市町村長は、特定工場等からの騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境がそこなわれると認められるときは、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法や配置を変更するよう勧告することができる。

改善命令 (条例第34条第2項、第36条で準用する第18条)

市町村長は、計画変更勧告又は改善勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、騒音防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法や配置の変更を命ずることができる。改善命令に基づく改善措置をとったときは、すみやかに、市町村長に届けなければならない。

一時停止命令 (条例第34条第2項)

市町村長は、改善勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

罰 則

改善命令又は一時停止命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。(条例第69条)

改善命令に基づく改善措置をとったとき、そのことを届出しなかったり、虚偽の届出をした場合20万円以下の罰金に処する。(条例第71条)

別表13 特定建設作業の届出義務（法）

届出の種類	届出時期	届出を怠った場合の罰則
<p data-bbox="199 297 587 376"> 特定建設作業の実施の届出 （法第14条） 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を行うときの届出 </p>	<p data-bbox="624 297 1054 607"> 特定建設作業の開始の日の7日前まで （ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではありませんが、速やかに届け出てください。） </p>	<p data-bbox="1077 297 1410 786"> ・届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 <u>3万円以下の罰金</u> （法第31条） ・災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行ったとき、届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 <u>1万円以下の過料</u> （法第33条） </p>

注1）特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者は、上記の届け出を市町長宛てに2部（正本1部、写し1部）届け出なければならない。

注2）罰則等の規定は次のとおりである。

改善勧告 （法第15条第1項）

市町村長は、特定建設作業からの騒音が規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しくそこなわれると認められたときは、騒音の防止の方法の改善又は作業時間を変更するよう勧告することができる。

改善命令 （法第15条第2項）

市町村長は、改善勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、騒音の防止の方法の改善又は作業時間の変更を命ずることができる。

罰則 （法第30条）

改善命令に違反した場合は、5万円以下の罰金に処する。

別表14 特定建設作業の届出義務（条例）

届出の種類	届出時期	届出を怠った場合の罰則
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">特定建設作業の実施の届出</div> （条例第37条） 特定建設作業を伴う建設工事を行うときの届出	特定建設作業の開始の日の7日前まで （ただし、災害その他非常の事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではありませんが、速やかに届け出てください。）	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 <u>20万円以下の罰金</u> （条例第71条）

注1）特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者は、上記の届け出を市町長宛てに2部（正本1部、写し1部）届け出なければならない。

注2）罰則等の規定は次のとおりである。

改善勧告 （条例第38条第1項）

市町村長は、特定建設作業からの騒音が規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しくそこなわれると認められたときは、騒音の防止の方法の改善又は作業時間を変更するよう勧告することができる。

改善命令 （条例第38条第2項、第39条で準用する第18条）

市町村長は、改善勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、騒音の防止の方法の改善又は作業時間の変更を命ずることができる。改善命令に基づく改善措置をとったときは、すみやかに、市町村長に届け出なければならない。

罰則

改善命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。（条例第69条）
 改善命令に基づく改善措置をとったとき、そのことを届出しなかったり、虚偽の届出をした場合20万円以下の罰金に処する。（条例第71条）

別表15 日常生活等に伴う騒音等の防止（条例）

（条例第62条）

区 域	県内全域
対 象	県民、事業者
内 容	何人も、日常生活や事業活動に伴う騒音又は振動により周辺的生活環境を損なうことのないように、静穏の保持に努めなければなりません。